

## 平成31年度税制改正の大綱

平成30年12月12日に平成31年度の税制改正の大綱が閣議決定されました。消費税率の引上げに際し、住宅に対する税制上の支援、民法改正への対応などがあります。

### 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例の創設

個人が住宅の取得等（消費税等が10%である場合に限る）をして平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間に、その者の居住の用に供した場合について、適用年11年目から13年目までの各年の住宅借入金等特別税額控除額として以下の金額が適用できる。

一般の住宅の場合は、次の①又は②のうち、いずれか少ない金額

- ① 住宅借入金等の年末残高（4,000万円を限度）×1%
- ② （住宅の取得等の対価（税抜）の額又は費用（税抜）の額（4,000万円を限度））×2%÷3

\*適用年1年目から10年目は現行と同様の金額を（税額）控除することになる。

### 個人事業者の事業用資産に係る贈与税・相続税の納税猶予制度の創設

非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の特例等の個人事業者バージョンが一年遅れで創設される。対象となる資産は特定事業用資産（事業の用に供されていた土地（400㎡まで）、建物（床面積800㎡まで）、その他減価償却資産で青色申告書に添付されている貸借対照表に計上されているもの）となる。

### 小規模宅地等の制限

特定事業用宅地等の範囲から、相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等（その宅地等の上で事業の用に供されている減価償却資産の価額がその宅地等の相続時の価額の15%以上の場合を除く）を除外する。

### 教育資金の一括贈与及び結婚・子育て資金の一括贈与非課税制度の適用除外

信託等をする日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には非課税制度の適用ができなくなる。

## 民法改正に伴う配偶者居住権等の評価

相続税における配偶者居住権等の評価額を次のとおりとする。

### ・建物部分

#### ① 配偶者居住権

建物の時価-建物の時価×(残存耐用年数-存続年数)÷(残存耐用年数×存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率)

#### ② 配偶者居住権が設定された建物の所有権

建物の時価-①配偶者居住権の評価額

### ・敷地部分

#### ③ 配偶者居住権に基づく居住建物の敷地の利用に関する権利

土地等の時価-土地等の時価×存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率

#### ④ 居住建物の敷地の所有権等

土地等の時価-③敷地の利用に関する権利の評価額

## 年齢要件

次に掲げる制度の相続人又は受贈者の年齢要件について現行の20歳から18歳に引き下げる。

- ・相続税の未成年者控除
- ・相続時精算課税制度
- ・贈与税の(軽減)税率の特例
- ・非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度

## 移転価格税制

比較対象取引が特定できない無形資産取引等に対する価格算定方法としてディスカウント・キャッシュフロー法を加える。

移転価格税制に係る更正期間及び更正の請求期間等を6年から7年に延長する。

その他にも、試験研究費の税額控除制度、エコカー減税、輸出物品販売場制度(免税店)、過大支払利子税制、外国子会社合算税制の見直しがされる予定です。